

平成 25 年 9 月 30 日

株 主 各 位

東京都大田区下丸子三丁目 25 番 14 号  
ソ ー バ ル 株 式 会 社  
代表取締役社長 推 津 順 一

## 中間配当金支払いに関する取締役会決議のお知らせ

本日開催の当社取締役会におきまして、第 32 期（平成 25 年 3 月 1 日から平成 26 年 2 月 28 日まで）の中間配当金のお支払につきまして、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

### 記

当社定款第 49 条の規定に基づき、平成 25 年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

- |                          |                       |
|--------------------------|-----------------------|
| 1. 中間配当金                 | 1 株につき 8 円            |
| 2. 中間配当の効力発生日<br>(支払開始日) | 平成 25 年 11 月 11 日 (月) |

以 上

---

## 中間配当金のお支払いについて

中間配当金領収証（振込ご指定の方には中間配当金計算書等）は、来る 11 月 8 日（金）にお届出ご住所宛てに、ご送付申し上げる予定でございます。